

○財務省告示第二百五十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年七月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（十年）（第三百八回、第三百九回、第三百十一回及び第三百二十三回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十二回、第四十三回、第四十六回、第四十八回、第五十二回、第五十六回及び第五十八回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で二千九百九十四億円				





二十 払込期日 平成二十五年七月二十三日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額
(利付国庫債券) (第十三年庫債券) (第九回)	一・三%	日年平 日年平 日年平 六月三 月二十二	億四 百九 十五
(利付国庫債券) (第十三年庫債券) (第九回)	一・一%	日年平 日年平 日年平 六月三 月二十二	億四 百六 十五
(利付国庫債券) (第十三年庫債券) (第十一回)	〇・八%	日年平 日年平 日年平 九月三 月二十二	億四 百九 十九
(利付国庫債券) (第十三年庫債券) (第十二回)	〇・九%	日年平 日年平 日年平 六月三 月二十四	四 十三 億 円
(利付国庫債券) (第十四年庫債券) (第三回)	二・六%	日年平 日年平 日年平 三月三 月二十一	四 十七 億 円
(利付国庫債券) (第十四年庫債券) (第三回)	二・九%	日年平 日年平 日年平 九月三 月二十一	億二 百六 十九
(利付国庫債券) (第十四年庫債券) (第六回)	二・二%	日年平 日年平 日年平 六月三 月二十二	億四 百二 十三
(利付国庫債券) (第十四年庫債券) (第八回)	二・五%	十年平 十年平 十年平 十月三 月二十二	五 百六 億 円
(利付国庫債券) (第十四年庫債券) (第九回)	二・一%	二年平 二年平 二年平 三月三 月二十三	六 十 億 円
(利付国庫債券) (第十五回)	二・〇%	一年平 一年平 一年平 六月三 月二十三	一 億 円

（利付 第二 五十 十年 八） 回 債 券	（利付 第二 五十 十年 六） 回 債 券	（利付 第二 五十 十年 二） 回 債 券
一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %
日 年 平 九 成 月 三 二 十 四	日 年 平 六 成 月 三 二 十 四	一 年 平 日 九 成 月 三 二 十 三
五 億 円	円 百 六 十 一 億	二 十 億 円